



# はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2017 年3月9日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

## 介護保険制度の見直し

# 利用者負担 来年8月から所得に応じ1割・2割・3割に

3月7日、政府は介護保険制度の改定案を閣議決定しました。このことにより、前号の「はーと・なび」でお伝えした現役並み所得のある高齢者の自己負担引き上げ等の導入が確定しました。

2018年8月の実施を目指す今回の改定では、自己負担引き上げのほか、収入に連動して保険料が増減する「総報酬割」の導入などが盛り込まれています。同時に、高齢者の要介護度を改善したり1人当たりの介護給付費を減らしたりした市町村を財政支援する政策も予定されています。また今年4月にはすべての地域で、要支援1・2の方を中心とする介護度が低い方への介護サービスは、介護保険サービスではなく「介護予防・日常生活支援総合事業」になります。

介護保険はここにきて制度が大きく変化しています。近年中に予定される改定について、再度整理しておきましょう。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

これまで介護予防訪問介護サービス・介護予防通所介護サービスと呼ばれ、要支援1・2の方が利用してきた介護保険サービスは、2017年4月に終了し、すべて介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。介護予防・日常生活支援総合事業は各市町村が独自に行う事業であるため、サービス内容は地域毎に異なります。

### (2) 自己負担割合

自己負担	単身世帯	夫婦世帯
3割	合計所得金額※ 220万円以上で 「年金収入+その 他の合計所得 金額」が340万 円以上	合計所得金額 220万円以上で 「年金収入+そ の他の合計所得 金額」が463万 円以上
2割	合計所得金額 160万円以上で 「年金収入+そ の他の合計所得 金額」が280万 円以上	合計所得金額 160万円以上で 「年金収入+そ の他の合計所得 金額」が346万 円以上
1割	上記以外の者	上記以外の者

※ 合計所得金額：給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額

2018年8月から、自己負担割合に3割という区分が導入され、所得に応じた負担割合は上記のとおりとなります。単身で年金収入のみの方は、344万円以上が3割負担、280万円～344万円未満が2割負担となります。3割負担となる人は介護保険利用者の約3%（約12万人）と見込まれていますが、1割負担から2割負担となる人は決して少なくありません。財務省は最終的には75歳以上のすべての介護保険利用者を2割負担にしたいとしており、今後さらなる負担増が懸念されます。